

参 照 条 文

○ 執行官の手数料及び費用に関する規則

(差押え等)

第4条 (略)

- 2 前項に規定する事務に着手し、その目的を達することができない場合の手数料の額は、2500円とする。

(動産の引渡し)

第10条 動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）を債務者から取り上げて債権者に引き渡す場合（法第8条第1項第7号）の手数料の額は、7000円とする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

(類似する事務の手数料)

第28条 法第1条第1号に掲げる事務で、第3条から前条までに該当しないものについては、類似する事務について定める手数料と同額の手数料を受ける。

○ 執行官法

(職務)

第1条 執行官は、次の事務を取り扱う。

- 一 民事訴訟法（平成8年法律第109号）、民事執行法（昭和54年法律第4号）、民事保全法（平成元年法律第91号）その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務
- 二 (略)